

「集団回収」よくある質問

	質問内容	回答
団 体 登 録 ま で	1.活動を始めたいが、どうすればよいか。	①町会・自治会・集合住宅管理組合、地域のグループ学校PTAなど、10世帯以上の区民の参加者を集めてください。 ②団体名、代表者と担当者の役割分担を決めます。回収品目、回収日、集積所を決め、団体の活動に合った資源回収業者を選び、連絡をします。 ③地域の清掃事務所に「大田区リサイクル活動グループ登録申請書」「構成世帯名簿」「金融機関通帳(名義人欄)のコピー」を提出し団体登録します。申請書等は清掃事務所でお渡ししています。
	2.何を回収できるか？	①新聞、雑誌、段ボール、紙パック ②飲食用のリターナブルびん ③アルミ缶、スチール缶 ④古着、ぼろ布等の古布類の中から選んでください。 ただし家庭から出る資源に限ります。会社・事務所・商店・工場から出る資源は対象となりません。
	3.回収日・回収場所を決めるにあたって注意する点は？	区の資源回収日と別の日にしてください。また、集積所は使わないでください。回収場所に掲示する回収旗は各清掃事務所にあります。 区の資源回収日と別の日かつ集積所を使わない方が参加者にとって「集団回収」であることが鮮明になります。またトラブルも避けられます。
	4.代表者と担当者はどう違う？	●代表者の役割…団体の代表、区役所からの書類送付先。 (集積所住宅の場合は、管理組合等の代表者になります。) ●担当者の役割…書類提出等に関する清掃事務所との連絡のやりとり。 ・代表者と担当者は別の人であるのが望ましいです。
	5.口座名義は？	口座名義には必ず団体名を入れてください。原則として「団体名＋代表者名義」になります。(会計役員等が口座を管理している場合は、会計役員等名義でも差し支えありません。)
	6.構成世帯名簿とは？	用紙をお渡ししますので、10世帯以上のお名前、ご住所をご記入いただきます。(多数の場合は、10世帯分ご記入いただき、欄外に「他××世帯」との記載でも結構です。)また、役員名簿などでも代用できます。
	7.業者を選ぶには？	「集団回収業者登録名簿」からお選びいただきます。 名簿は清掃事務所でお渡しします。また大田区ホームページからもダウンロードできます。

報 奨 金 等	8.報奨金の支払いは？	古紙の市場価格の変動で報奨金額が変わります。現在、1kg当たり4円以上となっています。回収実績に基づき、1月から6月の回収分は9月に、7月から12月の回収分は3月に支払われます。
	9.回収業者からも売払い金を受け取れますか？	回収業者からの売払い金は業者と団体の契約によって決まるものです。資源物の市況価格や回収方法によって売払い金は異なります。直接業者(数社)にお問い合わせください。
	10.登録業者への報奨金はありますか？	実施していません。
	11.実績報告書の提出期限は？	実績報告書は、回収した資源を登録業者に引き渡した日の翌月20日までに、計量証明書(伝票)と共に、清掃事務所に届けるか、郵送してください。
	12.提出期限を過ぎた実績報告書が手元にあります報奨金の対象になりますか？	提出期限が定められていますので、原則として報奨金支払いの対象から外れます。遅れないようにお願いします。
	13.実績報告書の書き方を教えてください。	記入方法及び提出方法の説明文があります。清掃事務所でお渡ししています。
	14.実績報告書と計量証明書の資源量が違ってよいですか？	他の団体の回収分や事業系資源と共にまとめて問屋等に卸す場合があります。その場合は、計量証明書に必要事項を記載し提出していただきます。詳細は、清掃事務所にお問い合わせください。
	15.計量証明書はコピーでもよいですか？	コピーでも結構です。
変 更	16.団体の代表者が役員改選で代わる場合はどうすればよいですか？	「リサイクル活動グループ登録事項等変更届」に変更事項を記入し、清掃事務所に提出してください。その他、登録事項に変更のある場合も届出してください。
	17.代表の変更に伴い口座名義が変わった場合は？	すぐに「リサイクル活動グループ登録事項等変更届」に変更事項を記入し、清掃事務所に提出してください。届出が遅れると報奨金が振り込まれません。また、金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名が変更になったときも届出が必要です。
物 品	18.回収場所に掲げる「集団回収表示のぼり旗」があるそうですが？	清掃事務所でお渡ししています。ご活用ください。 (青色42×45cmひも付きビニール製) 地域住民に集団回収の実施中であることを宣伝できます。 また資源を第三者に持ち去られないように警告できます。